

広島市東区選挙管理委員会告示第 5 号

令 和 8 年 1 月 27 日

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

指定期日前投票所開設場所	所 在 地
広島市東区役所 3 階 第 4 ・ 第 5 会議室	広島市東区東蟹屋町 9 番 38 号